

別紙

諮問第716号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私（〇〇）に係る平成〇年の措置入院に関する警察からの通報内容・診察内容が分かる書面」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成31年2月6日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定における非開示情報は、条例16条2号あるいは6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年4月26日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年2月6日に実施機関から理由説明書を収受し、令和3年2月16日（第210回第二部会）から同年4月23日（第211回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 法23条通報について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）23条では、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と定めている。

また、実施機関では、入院措置事務処理要綱（昭和49年3月6日付48衛医精第857号）において、警察官、検察官、保護観察所の長及び矯正施設の長の通報並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報について、「法第23条、第24条、第25条及び第26条の規定による通報は、別記第1号様式による『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条、第24条、第25条、第26条及び第26条の3通報受理書兼調査書並びに第26条の2届出調査書』により受理するものとする。」と定めている。

#### イ 措置入院について

措置入院について、法27条1項において、都道府県知事は、法22条から26条の3までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医（以下「指定医」という。）をして診察をさせなければならない旨を定めるとともに、法29条1項では、都道府県知事は、法27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨を定めている。

また、法27条3項において、同条1項に定める指定医により診察をさせる場合は、職員を立ち合わせなければならない旨を定め、法29条2項では、都道府県知事が診察を受けた者を措置入院させるには、2人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない旨を定めてい

る。

ウ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人を被診察者とする平成〇年〇月〇日付けの措置入院に関する診断書（第一指定医）及び同診断書（第二指定医）並びに平成〇年〇月〇日付けの精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条、第24条、第25条、第26条及び第26条の3 通報受理書兼調査書並びに第26条の2 届出調査書（以下併せて「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」及び「診察時の特記事項」の各欄（以下「本件非開示情報1」という。）、「病状の概要」、「問題行動」及び「備考」の各欄（以下「本件非開示情報2」という。）並びに「警察署における担当部署の内線番号」（以下「本件非開示情報3」という。）を条例16条6号に、第一指定医氏名、第二指定医氏名、職員氏名及び職員の印影（以下「本件非開示情報4」という。）並びに警察職員の氏名（以下「本件非開示情報5」という。）並びに家族等欄（以下「本件非開示情報6」という。）を同条2号及び6号に、それぞれ該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定を行った。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1のうち「病名」欄には、指定医が判断した病名が記載されており、「生活歴及び現病歴」欄には、指定医が診察時に本人及び診察に立ち会った者から聴取したこれまでの生活歴及び病歴の内容等を基に、措置入院が必要であるか否かを医学的に判断するために必要な情報が記載されている。「重大な問題行動」欄及び「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、指定医が自傷又は他害行為のおそれの有無の認定を行うに当たり、当該欄に列挙された症状又は状態像に該当する状態であるか、今後重大な問題行動のおそれがあるかなどを確認した事項が選択及び記載されており、「診察時の特記事項」欄には、現在の症状

を放置することにより想定される問題行動があるか否か、入院措置が必要か否かを判断した経緯等が記載されている。

実施機関の説明によると、措置入院処分は、本人以外の者からの申請・通報を契機として手続が進められるとともに、精神障害により自傷又は他害行為に及ぶおそれがあると認めるときは、本人の意によらず精神科病院に強制的に入院させるという不利益を課すことを含む行政処分であり、よってその運営は医学的な基準に則り、医学的な判断以外の影響を排した公正な判断が必要不可欠であるとのことである。そのため、措置入院処分は、本人の認識と指定医による診断の結果に相違が生じる可能性のある処分でもあるとのことである。

審査会が検討したところ、本件非開示情報1の記載内容は、指定医が、その内容が本人に開示されないことを前提に記載を行ったものであり、本人の認識とは一致しない内容等を含む場合があるものと解される。

このため、本件非開示情報1を開示することにより、指定医が本人の感情や反応を考慮して記載内容を簡略化するなどの事態が想定され、その結果、診断書の記載内容が形骸化し、措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

#### (イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、実施機関の担当者が通報者の申出に基づき記録した病状の概要等や、その内容を踏まえ決定権者が措置診察の適否を判断したことに係る備考が記載されていることを確認した。

実施機関の説明によると、本件非開示情報2の各事項は、措置入院の前提となる措置診察の適否を判断する上で極めて重要なものであることから、正確かつ詳細な記載が求められるとのことである。

審査会が検討したところ、本件非開示情報2の記載内容は、事柄の性質上、本人の認識と異なったり、意に沿わない情報であることが想定され、職員は、その内容が本人に開示されないことを前提に記載を行っているものと解される。

このため、記載内容を開示することとなると、職員が本人の感情や反応を考

慮して記載内容を簡略化するなどの事態が想定され、その結果、調査書の記載内容が形骸化し、措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 は条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 及び 5 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、本件措置入院に係る通報者の情報として、警察署における担当部署の内線番号が、本件非開示情報 5 には、警察職員の氏名が記載されていることを確認した。

審査会が検討したところ、本件非開示情報 3 及び 5 を開示することにより、通報に係る記載内容の詳細等を確認するため、当該警察職員に対して繰り返し問い合わせるなど、警察署や警察職員の業務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定され、警察事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 3 及び 5 は条例16条 6 号に該当し、本件非開示情報 5 の同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 4 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 4 には、指定医の氏名並びに措置入院に係る手続に関与した職員の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

審査会が検討したところ、措置入院に至る事実及び経過に対する本人の認識の相違から、指定医や職員に対する不信感や誤解が生じる場合があり、本件非開示情報 4 を開示することにより、診断書の記載内容の真偽や詳細等を確認するため、指定医や職員の業務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定され、措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 4 は条例16条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報 6 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 6 には、家族等の氏名や住所等が記載されていることを確認した。

審査会が検討したところ、本件非開示情報 6 を開示することにより、今後、家族等からの協力が得にくくなるなど、措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 6 は条例16条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子